

議員提出議案第 1 号

墨田区学校給食費助成条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 8 日

墨田区議会議長

瀧澤 良 仁 様

提出者	墨田区議会議員	高柳 東彦
	同	はら つとむ
	同	としま 剛
	同	あさの 清美
	同	村本 ひろや
	同	大瀬 康介

墨田区学校給食費助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、義務教育無償の原則に基づき、墨田区立学校設置条例（昭和 39 年墨田区条例第 2 4 号）に規定する小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の学校給食に係る経費について、当該経費を負担する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、当該保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、保護者が負担すべき学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の全額とする。ただし、国、東京都又は区等の負担において、保護者が学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合は、保護者が負担すべき学校給食費の額から当該給付を受けた額に相当する額を控除した額とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長が指定する期日までに学校長（児童生徒が在籍する区立学校の校長をいう。以下同じ。）を經由し、区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容について審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、当該申請をした保護者に通知する。

（助成金の交付）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた保護者（以下「助成対象保護者」という。）は、学校長を經由し、区長に助成金の請求をしなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成対象保護者に助成金を交付するものとする。

（請求及び受領の委任）

第7条 前条の規定にかかわらず、助成対象保護者は、助成金の請求及び受領を学校長に委任することができる。

2 助成対象保護者は、前項の規定により助成金の請求及び受領を委任する場合は、助成対象保護者は委任状に記名押印し、区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による助成金の請求及び受領の委任を受けた学校長は、委任をした助成対象保護者に対して請求する学校給食費を限度として、当該助成対象保護者に代わって助成金を請求し、及び受領することができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消す。

- (1) 第2条に規定する保護者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、中学3年生から順次拡大し、毎年対象学年を拡大していくものとする。

(提案理由)

義務教育無償の原則に基づき、区立学校に在籍する児童生徒の学校給食に係る経費について、当該経費を負担する児童生徒の保護者に対し助成金を交付することにより、当該保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実を図る必要がある。